

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミーネット（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス推進体制)

第3条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) コンプライアンス統括管理責任者は、コンプライアンスの推進について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、理事長が指名する理事をもって充てる。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、事務局長をもって充て、事務局が業務を所掌する。

(コンプライアンス委員会)

第4条 法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の詳細)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因究明に向けた分析及び検討結果並びに第4号処分及び再発防止策の公表
- (6) その他
 - 2 委員会は、委員長を統括管理責任者とし、推進責任者が必要と認めた者により組織する。
 - 3 委員会は、委員長の招集により、必要に応じて開催する。
 - 4 委員会の事務局は、法人の事務局に置く。

(報告・連絡および相談ルート)

第6条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかに推進責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 推進責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、必要な施策を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条 法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は法人の倫理規定を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。